

(仮称) 直川・府中太陽光発電事業環境影響評価方法書に係る
第2回和歌山県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時
平成29年2月28日 14:30~17:00
- 2 場所
和歌山県書道資料館 2階第2ホール
- 3 出席者
委員：別添委員名簿のとおり
事務局：環境生活総務課 森本課長、石井班長、上土谷主査、熊野主事、入江主事
事業者：TKMデベロップメント株式会社（環境影響評価受託事業者：アジア航測株式会社）
- 4 傍聴者：別添傍聴者一覧のとおり
- 5 議事概要：

	<p>開会 課長挨拶 委員の出席状況を確認 会議の成立を確認・報告 配付資料の確認</p> <p>【議事（1）事業の概要について】 事業の概要について、事業者から説明。</p>
委員	<p>（事業者説明の最終スライド、事業計画地図を見ながら） 今の図面ですが、外側の赤いところが204ヘクタール、紫色のところが132ヘクタールという意味ですね。計画については、これから変更することがあるが、赤色の部分と紫色の部分の間に挟まれたところは、いわゆる森林、雑木林、そこを開発するということはないのですね。</p>
事業者	<p>現在の計画では、そちらについては開発する計画はありません。もろもろの地質等の調査の中で安全等、紫色の中で、重大な影響があると分かったときは、赤色の範囲で設計を変更することが考えられます。</p>
委員	<p>私の関心事は、おそらく委員の皆さんの関心事でもあると思うが、これだけ周辺の自然の雑木林を残す、ということに意義を感じているんです。そうすると、先に工事が進むと、紫色の中が切られるわけですね。そのあと、地質調査をして、これは適さない、となったら切らないところに目がいくわけですね。そういうことにはなるのかならないのか。</p>
事業者	<p>林地開発等の手続の中で、詳細な工事計画をあげる。最終的な工事計画の中では、紫色の中を伐って、そこから工事計画を変更するということはありません。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員	<p>会社の概要に関してですが、まず、資料1について、事前に委員あてに送ってくださいと言っていたが、今朝の段階で送ってこられた。その際、資料1のNo1の会社概要のところの住民からの意見に対して、見解のところが未完成というのが送られてきた。会社の概要は最初に見えるはず。なぜ書けないのか、理解不能。ここに書かれている見解を見ても、数百人規模と書</p>

	<p>かかれているが、中身が書かれていません。今の説明によると、この事業であとは二度と太陽光発電施設を作らないとのこと。そういう会社で管理できるのか、非常に疑問に思う。非常に問題だと思う。</p> <p>事務局についても、会社概要の欄が空白であった資料を委員の皆さんに配ってくださいとお願いしたにもかかわらず、不作為で配らなかったという事実があります。そういうことをしないでいただきたいと思います。</p>
会 長	<p>未完成だったことについて、事業者の方から何か意見は。委員が非常に不審に思っておられるのは、会社の概要が未完成だというのが会議の前日のところであるということか、ということ。</p>
事業者	<p>今いただきましたご意見に関しては、事業者とアジア航測との意思疎通が足りておりませんでした。</p> <p>ご不便をおかけしましたこととお詫びいたします。</p>
委 員	<p>今の答弁では、答えになっていません。</p>
会 長	<p>アジア航測さんの間でやり取りがうまくいかなかったということですか。</p>
事業者	<p>資料を事前に送付できなかったことに関してはお詫び申し上げたいと思います。</p>
委 員	<p>そんなことは聞いていない。まず、事務局のほうから、何日か前に締め切りを切られていたが、その段階で提出できていなかった。それで、事務局の方から私に送られてきたのは、皆さんには送られていないと思いますけど、資料1のNo1の見解のところか空欄で、未完成と3文字が入ったものであった覚えがあります。そういう資料が送られてきました。不思議なことは、なぜ、会社の概要という大事な情報のような一番重要な情報がない。住民の方も知らない会社に任せられるのかとなる、空欄のまま提出されてきたという点が私には全く理解できない。それは最初に埋めるべき項目であると思う。そういういい加減な資料を出してきたということです。今、配付されている資料ではこの欄は埋まっていますが。</p>
事業者	<p>私はアジア航測の者ですが、資料1のNo1の空欄につきましては、資料の作成にあたって事業者と期限内に十分なやりとりができず、委員の皆様への回答が遅れてしまいました。</p>
委 員	<p>誰からの回答ですか。</p>
事業者	<p>調査を受託しているアジア航測といます。</p>
委 員	<p>「同社は」って書いてある。「同社」ってあなた方ではないのですか。</p>
事業者	<p>事業者様を代弁して、われわれが書いている資料です。</p>
委 員	<p>あなたは誰ですか。</p>
事業者	<p>調査を受託しているアジア航測です。</p>

委員	<p>そんな名前どこにも出てこない。同社って書いている。</p>
事業者	<p>弊社については、方法書の最後の 164 ページに書かれています。事業者から委託を受けている調査会社です。弊社が事業者に代わって、この資料を作成した。その部分だけ弊社だけでは書けなかったので、空欄になってしまいました。申し訳ありませんでした。</p>
委員	<p>ちょっと、よく分からないのですが、このアセスメントで提出される資料について、責任を負われるのはアジア航測さんですか。違うはず。ですから、アジア航測さんが説明されているのがおかしいのでは。</p>
会長	<p>今日はいろいろ議論しなければいけないことがたくさんあって、あまり余裕がないので申し上げますと、どういう会社か、地域住民の皆さんは非常に興味を持って調べている。ところが意外にどういう会社かを調べてもあまりわからないところがあったので、こういう会社ですよ、と早い時期から説明すべきである。資料が出てこなかった云々の問題ではなく、そのあたりが事業者の態度としていかなものかということを行っている。</p> <p>資料が未完成だったのは、資料作成上のミスがあったということで良いですが、こういう会社です、こういうことをしている会社です、ということの説明してもらわないと、最初の大きな信頼関係の構築ができないので、しっかりやってもらいたいと思います。</p>
委員	<p>説明をお願いしたいのですが。社員数は現在 6 名と少数ですが、常時 100 名以上の委託社員がいると書いている。委託社員というのはどういう位置づけの社員ですか。</p>
事業者	<p>先ほど説明させていただきましたが、実際に工事を施工するということになるのですが、弊社自身の社員として仕事をしているということではなく、委託先の会社に所属しながら働きながら仕事をしているということで、要は外部委託しているということです。</p>
委員	<p>確認ですが、委託業者の社員ということは当然、直接雇用関係はないのですね。ということは、ここに書いてある委託社員という方が指示を受けるのはどこからかということ、おたくと契約している別会社の指示を受けるということになりますね。</p>
事業者	<p>法人であれば、そういったケースということになります。個人と直接外部委託するというケースもございます。</p>
委員	<p>ここで、常時 100 人以上の委託社員が弊社業務に携わっていると書かれていたら、貴社の指示を受けて、直接指示を受ける貴社の社員と読みかねない。表現として非常に不親切、不自然な表現になっているように思います。</p>
事業者	<p>ご指摘ありがとうございます。正確性を欠いているということで修正させていただきます。</p>
委員	<p>計画段階だと思いますが、社員として具体的な人数ですね。直接あなたのところから給料をもらっているのが何人、下請会社の社員が何人、直接あなたのところで契約しているのが何人、というふうを書くべき。</p>

委員	<p>企業活動のご説明をいただいたときに、直川発電所の完成した3年後か4年後かに太陽光発電事業をやめて、という話をなさいましたね。完全に手を引くとなると、直川の太陽光発電所は、事業者が関心を失ったことに対して、山肌を削られて、発電所ができた負荷を和歌山県民は負わないといけないということになるんでしょうか。</p>
事業者	<p>説明が足りなかったようですので、補足させていただきます。プレゼンテーションにもありましたが、私どもの開発業務としては、新規の太陽光発電所を新規で5年後に開発することはしない。それは国が求めているものを作り続けていくことに意義がないからでございます。なぜかという、太陽光発電は変動電源でありまして、増やしすぎると電気系統が不安定になるというような弊害があります。現状では、再エネのなかで太陽光は突出して増え続けているので、そういった部分を背景に、政府は買取単価を順次引き下げ続けています。当初は、40円でスタートしたのが、36円、32円、29円、27円、24円、来年は21円ということになっております。ですから、こういう風に国としてもインセンティブを与えないと減らしたいという判断をしているので、私どもとしましては国策に逆行するような事業展開はするべきではないという考えのもと、太陽光発電所、風力発電所のような変動電源をこれ以上増やすということに意義を感じていないということです。ただ手がけた発電所開発についてはしっかり仕上げさせていただくことは当然ありますし、それに代わる電源として、バイオマス発電という24時間稼働のベースロード電源になりうる再エネの電源の開発に今後は注力していくべきということで事業転換をする予定であるということです。それから、開発行為自体は確かに5年間で終了ということになるのですが、ご承知のとおり、固定価格買取制度の期間が20年ということですが、20年後に必ずしも事業を撤退ということではございません。既存の発電設備をどうするのかと、これをリニューアルしていくのか、いろんな戦略を考えなければならない。それはいろいろ発電コストとか諸々踏まえたうえでの最終的な判断になろうかと思いますが、わたくしの申し上げ方が悪かったのかもしれませんが、太陽光から完全撤退ということではなく、5年先以降、新規に開発はしない。あくまでも、IPP、つまり発電事業者として存在し続けると、これは最低20年でプラス、場合によっては10年20年と、これはまだわかりません。リターニング戦略をどう考えるのかということをもって決まっていくことであります。5年後に完全撤退ということでご不安を与えてしまったことにはお詫び申し上げますが、申し上げたかったのはそういうことになります。</p>
委員	<p>5年後20年後、計画どうというのではなく、今やめたらどうですか。はっきり言います。和歌山の都市近郊の広大な自然を長期計画なしにつぶされるというのは、私は身を切られるようなつらい思いをしている。国がどうのこうのではなく、国も不要と言っているなかで、もうやめたらどうかと、私ははっきり言いたい。</p>
委員	<p>先ほど会長が言っていた、地元の住民の方はどういう会社なのか、将来にわたり面倒見のかと不安に思っているらっしゃると思う。事業はそれ以外展開しないのなら、そうお書きになって、例えばメンテナンスに対してはこんな考えがあるとか、20年たった時30年たった時にリプレースする予定があるとか、将来展望をおっしゃらないと。まことに申し上げにくいけど、やっぱり3年4年の企業さんに「信じます」とは言いにくい。今の段階だと、発注した建設会社の社員まで自社の社員のように数えていたりする。こういうあやふやな会社概要を出されると、聞く耳を持たなくなってしまうと思うので、展望まで含めて自社の姿勢や考えをお示しにならないといけないのではないかと。こんな数行でまとめる話ではないと思う。今日のプレゼンテーションでは不安が増したという感じがする。大変きつい言い方で申し訳ないで</p>

委員	<p>すけれど。</p> <p>同じような意見ですが、コストのお話をなされましたね、最初 41 円から始まり、今 20 円台です。それで、あなたの会社は持つのですか。事業者として 20 年存続して、それ以上林を切るわけですから。20 年後では元に戻らないのですよ。例えば 20 年と持っていないとあなたの企業ではメンテナンスできない。そんないい加減なことの良いのですか。弊社と書いてあるので、自分の会社の人に応えてください。</p>
事業者	<p>先生方のご指摘のとおり、わが社一社のみでは、この事業に対してのご不安というのは、ご意見をいただいているところでございます。</p> <p>今後、具体的な話ということで進んでいくと思いますし、進めてはいるのですけれども。例えば、この事業を推進していくための新たな別事業体を作ったうえで、その別事業体には確固たる「信用できます」というような会社にも入っていただいたうえで、この事業を推進していく予定でございます。ただ、現状では、その話が一步二歩進んではいますが、なかなかいきなり進められませんので、そこは検討中としか回答ができない状況です。先生方が言われるように、20 年先までメンテナンスができるのかという点につきましては、その事業体のなかでより強く安定的に安心していただけるような事業をさせていただこうと思っておりますので、そこで体制を整えていきたいと思います。</p>
委員	<p>環境アセスメントっていうのは、20 年先までで良いのですか。一度、この山を切って、20 年後に放置されるようになっては、そのあとこの自然はどうなるのでしょうか。少なくとも 20 年というような近視眼的なプロジェクトでしかない。それも、事業主体そのものが不安定というか、これから作るというようなニュアンスでは、あまりにひどい。今のお話が進むのであれば、そういうしっかりした新しい事業体ができただけで、申請されるのが筋ではないか。このあと事業体がどうなるかはわからないという状態で申請をされて、もう少しすればしっかりしたものができます、そういう申請はおかしい。</p>
委員	<p>それに加えて申し上げたいのが、20 年もつとします。そのあと使わなくなったとき、撤去はできるのですか。発電しているときは安全でクリーンなエネルギーかもしれないですけど、残ったゴミは鉛だのなんだのたくさんの物質が入っています。そこまで考えてもらわないと困るので申し上げます。</p>
委員	<p>先程も言いましたけれど、今度計画されている直川のあの森林がどれくらいの価値があるかということ、事業者の皆様はご存じでしょうか。委員が言いましたように、あそこを知っている者はびっくりするほどの計画だったんです。そこを正確に、あなた方が評価していなければ、5 年で手を引きますということを経々しく言えるはずがない。もう少し、あそこの自然がどういうものか理解したうえで、出直してきていただきたいと思います。</p>
委員	<p>住民の方から、けっこう災害に関するご意見があるのですが、災害が起こった時に責任は、その訳のわからない事業体を負うのですか。今、説明していただいた社長が負うのですか。そういうことも、はっきりさせてください。</p>
委員	<p>今のお話ですが、環境を守れるかどうかとして、事業者として聞いているわけですが。守れないような事業者は来ていただきたくないといっているわけです。</p>

事業者	<p>保証人ということのお話ですけれども、見解のところでも説明させていただいたとおり、まずは、基準を満たす防災施設を設置、これは当然必要なこととして、この基準に従って、計画させていただく。実際にこういったご指摘の場合、まずは原因究明というところが必要になるのではないかと思います。ケースバイケースでのことになろうかと。もちろん、昨今の異常気象という状況もございますし、私どもの事業の施工した結果生じた責任というのはあるかとそのように考えております。</p>
委員	<p>だれが責任を持つのですか、というのに何も答えになっていません。</p>
事業者	<p>何か起きた場合は原因究明をいたしまして、事業体に責任があるということであれば、事業体に責任があるということと考えております。</p>
委員	<p>その事業体は、まだわかりませんということですね。</p>
事業者	<p>わからないということではなく、まだ環境影響評価の調査に着手するという段階でございますので、事業計画そのものも確定できていない状況でありまして、まだ対外的に公表させていただくタイミングではないということでございます。</p>
委員	<p>今のお話を伺うと、この環境アセスメントの手続きを進める中で、そのうちしっかりした事業体ができますというふうに聞こえたのですが、そういう受け取り方でよろしいんですか。</p>
事業者	<p>受容体となるパートナー企業はおりまして、すでに基本合意にも至っております。ただ今申し上げたとおり、それを対外的に公表するタイミングはまだ先だという判断をしております。ただ、それを公表しないことで、ご不安を生じさせてしまうということであれば、それは然るべきタイミングで、また地元の説明会等の開催を通じて、情報発信をしていきたいと、その検討はさせていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>環境影響評価でいろいろ環境のことを考える場で、10年20年の単位ではないと思う。もっとロングスパンに環境がどうなっていくかということを経営者さんに、事業者さんが5年より先も、あまりよく見えないというところで、ここで10年も20年も30年も先のことを話してどうなるんでしょうか。今ここに、まな板の上に載せるべきものなのかと、微妙な違和感を持っているのですが、どう考えればいいのでしょうか。</p>
会長	<p>先ほどお話したことと関連しますが、今回大規模に環境が改変されることがこの計画書の中で見えてくるわけですね。そういうことをされようとする事業者さんに、今後の環境について20年30年さらに将来もっと100年くらい先に対して、どういうビジョンを持って、さらに大規模に改変しますから、事故とか大規模な災害が起こった時に速やかに地元協議して対応するかというそういう姿勢があるか、非常に不安を思っておられるわけですね。それに対してしっかり不安を受け止めて、こういう環境を作っていきますよ、と言っていたかないと、入り口部分で非常に物事が進まないという状況にあるというふうに感じざるを得ないところがある。災害は時間を要しますから、誰か見ますといっても、東京の本社とか大阪にいる人に地元の住民が電話して、こんな状況になっていますとか、現場状況の写真を送って、すぐ来てくださいというような話ではないと思います。そういうことに対して、どういうふうにしてやりま</p>

すということを、これから十分詰めていく話とはしても、腹案というのがあってそれを説明していくことが非常に重要な話だと考えます。

事業者

ご指摘はごもっともだと感じました。そういう意味では、このプロジェクトは非常に事業単位が長いプロジェクトでございます。調査だけでも3年近くかかる、それから着工させていただいたら、おそらく3年4年という時間軸で、トータル7年近くかかる可能性もあると思っております。現状では、ご指摘の通りだと思うのですが、本日この場では、ある程度もちろん体制構築は実際発電所が稼働するという状態になって、これは当然のことであるんですけども、この調査の開始段階で、その部分についての詳細なご説明というのが、用意できていないというのが申し訳ございませんが現状でございます。委員の皆様、地域住民の方も間違いなく不安を感じておられるとは思いますが、そういうことにも関しまして、もちろん、発電所開始後の管理体制だけではございませんが、どういう考えをもって、20年間という、あるいはそれ以上の期間をどうやって運営していくとか、そういう根本的な考え方であるとか、それプラス具体的な体制構築について、現時点で想定しているのかとか、改めてご説明したいと思っております。

本当に申し訳ありませんが、本日は環境影響評価ということで、準備を進めているということでありまして、それ以前の話と言われてもそれはごもっともなお話とは私自身感じておりますが、ただ本日時点で具体的な体制云々という話をする準備をしておりませんので、それは改めて、後の審査会で機会をいただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

委員

我々が関与しているのは環境影響評価であり、どれだけ環境に影響を与えるかということの評価する。そもそもアセスメントというのは、あるところで事業を始めたいと思うと、その環境に事業をやることによってどれだけの影響があるかを評価して、これなら許容範囲だということであれば、そこでやれば良いし、影響が大きすぎてダメだということであれば、ほかの代替地を探しましょう、ほかの代替地が良いところがあればそっちに移そう、というふうに考えるのがアセスメントである。移すのはミチゲーションというのですが、どう考えても、あれだけの穴開けて森林を伐採してパネルを並べて、環境に影響を与えないほうがおかし、必ず環境に影響があると書かなければいけない。100人見たら100人影響があるという。その影響があるかどうかを評価するのが今後の調査です。結論なんかやる前からわかっている。環境に影響はあるという結論です。そうすると建設はできない。その調査で、環境の改変が大きいから、この計画は認められないという結果しか出てこないと私は思います。いかがですか。

事業者

環境影響評価の制度では、今おっしゃられたようにやるかやらないかというのは、もうひとつ前の計画段階の配慮書でそういう検討をする時点でございます。方法書の段階ではまず事業があって、事業をやることによってどういう影響があるかどうかをこれから調査をして予測をするんですが、そのなかで事業者が可能な範囲に限り、一番低減できる考え方として、まずは回避するというのがありますし、それができなければ代償、そのあとはミチゲーションという手順で、できる限り環境へのインパクトを抑えるように、それは当然これからこの中でやっていくのですが、方法書がスタートしたところでは、まず事業があって、事業をやることによって影響をどれだけ防げるか、事業者ができることが、まあ環境基準とかですね、環境基準とか定量的なものがあるものについては、必ず数字を守るような計画にしないといけないですし、それ以外の動植物自然系のものについては調査の結果からこれからの事業を踏まえてできるだけ回避するような策を保全措置として、いろんな移植もあるでしょうし、回避もあるでしょうし、そういったことをしていくことが大事なとは考えております。

委員	<p>その意見ですと、日本国中のどんなに貴重なところでも、例えば熊本城の天守閣のど真ん中でも開発ができるということですね。審査会には回ってくるのはこの段階で回ってきたら、あとは事業者がその計画から環境を配慮できるだけのことをやればオッケー。違うですよ。我々がこの会議で請け負っているのは、これにどれくらいの影響があるかというのをこういう方法で調べて、サイエンティフィックな結論を出しなさいということです。それには、この方法でよいかという方法書の段階。最終的にはそうやった結果、今やらなくてもわかっているように、あれだけ剥ぎとったらまわり何キロにもわたって影響があるはずですから、影響があるという結論以外には我々はお出ししようがない。それをやめて、事業者が作った計画書の中で、こういう点が環境にやさしくするにはこうしたら良いとか、それは似非の報告書ですよ。そういう指導が出ていますということにはできますけど、それを守っていたら日本国中の自然は全部なくなります。そこで歯止めがどこにもきかない。皆様もそうだと思いますけど我々は、人間に対する環境、自然に対する環境がどれだけ守られるか、それも県民の財産として自然、それから県民の財産として環境、あるいはその他日本国民それぞれの人も含めてすべて我々の財産であるそういうのが脅かされていると判断すれば、それはだめだと、そういう風に結論せざるを得ない。</p>
委員	<p>何も返事をしてくださいということではなくて、感想を述べたいと思います。</p> <p>この方法書は非常に異質なものだと思います。なぜなら工事の手順、運用計画、さらには建設計画、具体的な事象というのがほとんどない。ただ説明では、3ページくらいにわたってこういうことしますよ、あとはすべて調査結果が出たら対策しますとか、これは非常に事業の本質を伴わないにもかかわらず環境評価の影響にかかる選定項目をどんどん出しておられることを意味する。例えば、同じ地域に別荘を建てたいので、その別荘を建てるための宅地を開発します。宅地開発のための環境影響評価方法書として、本書はこの3ページの部分だけを入れ替えれば済むような質のものであると。基本的な骨格となるような事業内容が示されていない。今日はそれが示されるのかなと思っていたらそういうわけでもない、結局、絵にかいた餅みたいなもので、事業概要はどこかからとってきてもおかしくないし、それをちょっと変えたらほかの事業にも運用できるような内容のもので、そういう意味でこの方法書というのは、体をなしていないと私は思います。</p> <p>方法書の本来の目的は、準備書から評価書を作る時の重大な項目が欠落していないか、それによって非常に時間と労力とお金の無駄を省きましょうという趣旨です。ですから準備書をつくる前の段階で完成に近い設計案が作成されるのが本来の姿。方法書は評価書に書くという前提でやるわけですから、実態を見てみますと、元となる骨格となる事業内容がはっきりしていないのに、なぜ準備書にやるべき環境基準を満たすとか、いろんな環境要素事項に丸を付けているのか、実態がないのになぜ丸を付けられるのかと原点に戻ってくるわけです。断片的なところに、いわゆる治水対策をしますとかあるいは、調整池を作りますとか、断片的に書いてありますが、具体性が欠けた対策にすぎず、あとでしますよ、ということにつけるわけです。だから、もっと具体的にアクセスをまともにしようとするれば、最初に調整池をここに設置しますよと、大規模な変更をしますよと、土の移動とか、こういう地形にしますよとか、そうしたときに流水の流れがあっちのほうに行きますよと、そういうことが本来あるべきはずのものが一切ないというのは、結局いかに計画段階でまとまっていなかったかというのを端的に表現していると思います。だから、これは会社がしっかりしてから本来はアクセスの事業として、お出しになるべきものだと考えます。以上です。</p>
会長	委員のほうから詳しく話をさせていただきましたが、傍聴の方もいらっしゃいますので、お話

	<p>しますと、環境に影響があったらどうなのかを調べるのが、この環境影響評価の一番の仕事です。そのためにどういうことを調べたら良いか、どういうことになるかというので方法書というのをまず作ります。準備書を作るためにどういう方法で環境を調べますか、影響がどんなふうになりますか、ということ調べる方法についての議論をする。だから、今回は準備書を作るための方法書についての議論。ところがそれは、その一番中心となるどんな環境の改変があるかという事業の実態がしっかり把握できないとできない話です。ところが、本体のところ非常にあいまいな形で方法書を議論し、さらに準備書を作るための方法を議論しているという、委員としては非常に不可思議というか、変な話になっているということを委員の皆様全員が感じているところです。だから、実態をしっかりと出して説明してほしいというのが、我々がずっと申し上げているところですし、今日もその話をさせていただいております。それに対して事業者はどうですか。</p>
事業者	<p>おっしゃるとおり、事業の内容につきましては、今資料をお出ししている範囲でございます。ただ、方法書に記載しております調査方法を踏まえて、その周辺の自然環境及び生活環境その他について、具体的に調査をしていくわけではございますが、そのなかで、ひとつ事業計画が定まっていないうところで、先ほどの赤い枠と紫の範囲のところでご意見いただきましたが、広めに調査範囲を設定しているところでございます。なにぶん大きな事業になっていきますので、事業計画の詳細についてまだ定まっていないうところではございますけれども、この広い範囲で、しっかり調査をして場合によっては事業の改変の範囲も少し減らして、そういった配慮もできるように詳細を調査をしていく予定ですので、まずは調査の方法についてご指摘・ご意見いただきたいと考えております。</p>
委員	<p>話が成り立ってない。こういう開発を行います、自然に対して影響が出ます、どういう影響が出て、それを低減するためのどういうことをしたら良いかということ調査するのではないのですか。そもそも開発計画そのものがきちんとした形で出されていなくて、なおかつ事業主の現状と何年か経つうちに事業者が変わっていくという状況でアセスの審議をしろと言われてもできないでしょう。誰が何をすることもわからないで、その影響がどうなるか判断できないではないか。</p>
委員	<p>付け加えますと、今の日本国中で電力が不足していて、市民の生活にも企業にも影響を及ぼしているから、ぜひとも電源を確保しなければならない状態というなら、そのメリットと自然とを天秤にかけてということになります。</p> <p>事業者の説明のように、どんどん値下がって止める方向に向かっている。そういう状態で、今ある貴重な自然をぶっ壊してこれをやるというのは、少なくとも私は建設の意義を感じない。状態は非常に事業者側に悪い状況だと思います。</p>
委員	<p>先ほど、これまでの議論で、まずは実施主体、それから実施内容が明白でないゆえに方法を適切に評価する判断することができないということだと思ふ。私もその点については、方法書のところで申しあげようと思っていたが、まずは先ほど事業の説明がございましたが、規模です。非常に大きな規模で、これまでのメガソーラーと比べても非常に大きな事業行為であるということ認識する必要があるんだろうと思ふ。維持管理をするにしても、パネルが壊れないにしてもパワーコンディショナーとかいくつか不具合が見つかるようなパネルの数は必ず発生するわけで、パワーコンディショナーであればそれこそ10年単位で変えていかないとはいけなない。</p>

何より裸地面にしても管理用の道路の大きさにしても、開発行為がこれまでのメガソーラーと比べても非常に大きなものになってきます。そもそも方法書の議論をされる前に、おそらくそれに対してわからないことが、今後起こった場合に、技術的に対応できるのかということに対して、事業内容とそれから実施者がどれだけの経験をお持ちで、これまでどれだけの実績があってということ踏まえたうえで判断していかないと適切な方法書に対しての議論ができないと思います。そういう意味で、全くそのあたりが、会長あるいは委員が申しましたように、ブラックボックスのまま判断をしていかないといけないということになります。

それから長期にわたるインフラであるということを考え、なおかつ、非常に貴重な森林、自然資源であること、非常に近隣に住居地というのが備わっていて、何かあったという場合にやり返しがつかない、その責任がどちらにあるといったことを委員がおっしゃっていたのではなくて、それくらい深刻で重大な事業に対しての構えというのをその方法書なり、前提となる事業概要の説明のほうでしていただいたうえでないと、我々は審議に入っていけない、そういうことの確認の意味でおっしゃられたんだということであると理解しております。

繰り返しになってしまいましたが、再度、だめにするような議論をしているのではなく、あくまで方法書の評価を正確に行うための前提条件ということでも何度も申し上げているのだということ、ぜひご理解いただきたい。

事業者

委員がおっしゃったことは十分理解できます。今回の方法書では、まとまっていないということは理解できます。

最大の紫のところの一番危険側でというのは、調査計画を当てているのですが、それにしてももう少し詳細な審議ができるだけの調査計画が必要だということをご意見として理解しています。

委員

もう少しではなく、もっとしっかりとした。

委員

どなたがなさるとか、例えば4名6名の会社の方がいらっしゃるわけですね。社員の方6名が技術や業績をお持ちであるとか、事業主体でSPCを組まれるところは今まで具体的にどのようなことをやってこられて、どんな対応をしてきたのか、そういうところを含めてということをご理解いただきたい。決して、ビジネスの事業体制の名前を公表するものではないということをご理解いただきたい。

事業者

もう少し詳細な事業計画をどこまでお示しできるかを検討させていただきたい。

会長

これから事業を担っていく組織をどのように作っていくのか、それを検討していただいて、いつ頃、地域の皆様が納得できるような形で提示できますか。時期として、それをお聞きしたい。

無論、事業のビジネスモデルとして事業を立ててSPCとして、出資者を募って、共同事業にして、将来的に売却したいとか、そういうモデルはいろいろあるわけですが、それについて、とやかく言うつもりはないですけども、誰がどういうことを担って責任を持っていくか、ということをしっかり理解しておかないと、将来がどうなるかというのが非常に不安ですので、そこをしっかりと説明していただきたいと思います。

それから、今日は説明できません、と先ほどからおっしゃっていることは理解できますが、いつになったら説明していただけるのですか。

事業者	<p>いろいろご指摘賜っている状況でございますが、ただ、今回はその部分をきちんとご説明差し上げるところだったんですが、私どもも環境影響審査会の趣旨といいますか、その入り口部分について、どの程度の説明をしていこうかというのが、十分に認識できていなかったということでございますが、先ほども体制云々というお話を頂戴したところでありますけれども、それについては、次回以降お時間いただけるのであれば、説明差し上げたいと思っております。</p> <p>それから、なかなか事業の具体性がないというご指摘は、ご意見いただいたとおりそのとおりだと思う一方で、私どもとしましては、こういった調査であるとか、今後行う地質調査、いろんな調査を実施していかなければならない。そういった調査結果を見て初めて、例えば、図面のレイアウトが決まってくるだとか、若干、鶏と卵的な、何もないと審査しようがないじゃないかと、それはご指摘どおりと思うのですが、変更の余地はあるという前置きは置かしていただくのですが、ある程度想定しうる最善のレイアウトは何なのか、私ども当然、図面を書いております。そういったものを開示させていただいて、今段階でこんなことを考えているというのを少なくとも情報共有をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ただやはり、繰り返しになりますけれども、環境調査とか地質調査、いろんな調査をしていく中で、最終的なレイアウトというのは、当然そういった調査の結果を踏まえて、修正が必要になってくると思いますし、必ずしも最終形ではないですけども、事業者が想定しうるベースの事業の内容というのを説明したいと考えております。</p> <p>私どもも調査先行という認識でございましたので、あえて現段階で、ドラフトの計画なりについては、情報の発信を控えさせていただいていたということもあるのですが、今日のご指摘をいただきまして、何もないと審査もできないというご指摘でございますので、それについては、次回以降の審査会で、お時間をいただけないかと、このように考える次第でございます。</p>
会長	<p>私が次回いつになったら出してくれるのですかと言いましたが、事業者がこの制度に則って審査をしてほしいと和歌山県に出されている仕組みの上では、和歌山県知事はある一定の期間内にこれに対して回答を出さなければならない。和歌山県知事が回答を出すにあたって、専門的な見地から意見書を添えることが我々の審査会の中心的役割ですので、時間という制約がございます。本体がわからないので審査できません、というわけにもいかないし、知事もそういうわけにはできませんので、時間の中でどういう風にしていくのかを、審査会と事業者の間で最善を尽くしていかなければならない状況にあるわけです。</p>
委員	<p>審査をできないということはあり得るし、そうすると審査会で結論を出せないからと言って、知事にそういうことを言えない立場ではないと思います。</p>
会長	<p>そうなりますね。委員のおっしゃるように、審査できませんということは恐らくできると思いますが、理由として、事業内容がわかりませんので審査できませんと言う以外ないようになってしまいます。</p> <p>さきほど私が申し上げたことをもっとしつこく言いますと、審査会としては事業内容がわからないので審査できませんという答えになると、審査委員は事業内容をしっかりしつこく聞いていますか、ということをお聞きしますので、私もしっかりしつこく聞かないといけないということになります。</p>
事業者	<p>今日のご意見を踏まえまして、もう一度協議をして、審査できるような情報をそろえ、次回</p>

	<p>の審査会までに向かいたいと思います。審査できるような事業計画かどうか、その辺も含めて県と調整協議させてもらって対応させてもらいたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>先日、現地に参りました。この辺にパネルがくるのですというだけで、斜面をどう切るのか、どう置くのかもわからない。この辺もそうです、この辺もそうです、そういうことではなくて、ここはこう切って、ここはこう盛って、とある程度具体的にさせていただきたい。そんな細かく50センチまで記せとは言いません。どうもあそこが進入路かなと思いますけど書いてない。工事用車両の進入はここですとか、ある程度おっしゃってくださらないと、どれくらいどうなのかもそういう意味での事業規模、私たちが環境を考える時の事業規模が全然わかりませんので、そこをはっきり示してもらおうことが希望です。切り盛りします、と書いているだけで、この辺ではわかりませんので、お考えいただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>委員の意見に付け加えますけど、この前現地に行きましたけれども、外側の道路を歩いただけで、森林の中には一步も入っていません。私も初めて行きました。どの状態が全然わからない。まして冬。然るべき時期に入って、実際に私も確かめたかったが、確かめられなかった。本当にあそこの事業区域になっているところの森林がどれだけの価値があるというのが正しく判断するということと、もう一つぜひともやってもらいたいのが、隣にかなり大きい発電所の計画があります。外側の赤い範囲で、それに影響を与えるのが、200mの外側を調べますでは済む問題ではないです。200mの範囲というのは、小さな事業の場合で、こんな大きな事業だと問題外だし、おまけに隣にも大きな発電所ができるので、全体で影響を考えるのが筋だと思います。ぜひそれもやっていただきたいと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>事業の全体について、これから検討して出させていただくということで、事業者の方で対応するという話です。それを前提にして、これから、もう時間ですから、住民の意見に対する事業者の回答がありますので検討するというのでいかがでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>最初に過激な意見を言いましたけど、当初から、事業者がこの発電所に社運をかけているというような意気込みでなかったということで、どうでもいいならいまのうちにやめたらどうですか、という意見だったのですが、そういうわけにもいかないと思いますので、意見を言わせてもらいます。</p> <p>資料1の最初の話なのですが、アセス会社と事業者の連絡がうまくいかなかったのに、なぜNo1が白紙のままですという返事だったんですけど、うまくいかなかったのに、なぜNo2から最後まで事業の回答が出てくるのか。これはアセス会社が勝手に書いているのではないかといううがった意見が出てくるかもしれない。</p> <p>それから事業者の意見では、常駐の作業員を置きますという風に書かれています。和歌山県の雇用促進の面では非常にありがたいと思うんですが、始まったら事業者が変わっていますので、こんなことは言っていないのかという懸念があります。最後は責任を持つという事業主体をちゃんと明確にしてほしいというのが私の意見です。</p>
<p>委員</p>	<p>会長の意見だと、住民の方とかいろんなところから出た疑問について議論をしようかというニュアンスに聞こえたのですが、私はできないと思います。何をするか、どういう自然改変をしようというのが、現時点では分かっていませんので、今、住民の方の疑問とか議論しようとしてもしようがないと思いますので、今は議論するべきではないと思います。</p>

委員	<p>結論的には、委員の意見に賛同しておりますが、先日現地視察をしていただいて、はじめて、和歌山市の北部の和泉山地の里山地域を見ました。素晴らしい自然環境であったと思います。ここが今回の発電の開発事業に当たるということで、これによって自然が破壊されるのは非常に悲しいことだと、現地調査が終わってから思いました。往復で4時間くらい歩いて、その間に直川地区の住民の方と話をしたときに、水質の問題が出ました。事業によって川の水が濁ったり、水道があるかどうかはわからないが、多分、谷の水を飲料水にしているのではないかと思います。自然環境の破壊によって水が汚染される、そのことが心配だということをおっしゃっていました。自然環境ということですから、ちいさな川が濁って、ホタルの里と言って、ある時期には市民が見に行くのではないかと思います。ホタルが住めないような自然環境になってしまうのではないかと。また、あそこにはハイキングロードがあり、市民の憩いの場であるので、事業によってハイキングロードが別の道になってしまうのではないかと心配しております。</p> <p>結論的には、初めてあそこの環境を見まして、動植物が豊かで総合的に調査をしなければ、貴重な和歌山の自然が失われると思われました。</p>
委員	<p>先日の現地視察には参加できなかったのですが、この事業計画を拝見した時に、なぜこのような大規模な事業をされるのかわからない。根拠というか、もちろんビジネスでそういう規模でされるのだと思いますが、冒頭でも国策に反するようなことはしないとおっしゃっていましたが、もちろん再生可能エネルギーも国策として進めていくのも一面ですけど、自然環境とか景観とかいうのも、今、観光立国とか言われているので、大事な側面だと思えます。ハイキングコースを残してほしいという地元の声もありますし、その辺にも目を向けて考えていただきたい。</p>
会長	<p>では、今後の審査会の進め方と補足的な説明について、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>まず委員のお話にあった件について補足させていただきますと、先日現地視察いただいた上流の集落で、上水道が来ていないというのは数軒あるということは、和歌山市に確認しております。</p> <p>今後の進め方ですが、委員の皆様にご覧いただいたとおり、事業の概要というか、数量的なところがまるでないということですので、そういうことを含めて、事業者のほうに作成いただきます。日程的には、知事意見の締め切りが4月27日ということで、それを考えて、もうすでに日程調整をさせていただいておりますが、3月30日の審査会でご審議等ご意見をいただきたいと考えています。</p> <p>そのうえで、今回の我々の不手際でもありましたが、資料に関して3月27日の月曜日までに事業者のほうで準備し事務局へ提出いただき、委員の皆さんにお送りして、30日の審査会でご議論いただく、という流れを考えています。</p>
委員	<p>たった3日しかありませんが、3月27日に届けられて3月30日に審査会をするというのは、それはあまりにも短いのではないですか。</p>
委員	<p>方法書を作り直すのか。</p>
事務局	<p>方法書を作り直すのではなく、それに足すということです。今回足りないという話になった事業の内容、数量的にどういう工事をするのかとか、事業主体がどうかということです。</p>

委員	例えば、軽いあたり図面みたいなのがあって、ここ切るとか、こういう傾斜にするとか、それくらいのものはついてくるのでしょうかね。
事務局	我々としては、図面とか、土工量がどれくらいかはわかりませんが、数量的に委員の皆様にも見ていただける資料は求めたいと思います。
委員	例えば、風力発電の場合、等高線が書かれている地形図に、ここに一本目、二本目、三本目という位置が示され、一本に対するモデルケースとして、こう切って建てます、という概略図を書いていますよね。それくらいのものは出るのでしょうか。
事業者	先ほど申しあげたとおり、まだ地質調査等もしていないということで、やはり、レイアウトの変更をする等の検討はいろいろな観点で行っていくので、仮であるということをご承知いただきたい。現段階で、レイアウト図のドラフト、具体的にどこにパネルを何枚というのは、どのような角度で設置するのかというレベルの図面というのは既に作成してございます。それから量という話がございましたが、縦横断面図は既に作成してございます。この事業地域は、1mの精度と言われております航空レーザー測量を実施しまして、地形図の作成は終えております。縦横断面図、断面図の作成もしております。ただ、現段階では、非常に土量が多いということで、土量を減らすための検討をしていかなければいけないというところで、あくまでドラフト、事業の内容をお伝えできるということであれば、それは積極的に開示をさせていただきます。
委員	今までの他事業の審査会でも、大体はこのメーカーでどのようなものとかいう資料が必ず出てきていたのですが、それもお願いします。
事業者	確認でございますけども、太陽光パネルのメーカーであるとか、そういったもろもろということですね。
委員	そうです。
事業者	わかりました。
委員	住民の多くの方が心配している、光の反射、それに対しては、反射の低いというだけではなくて、ただ低いというだけでなく、数量的に出してください。
事業者	わかりました。検討させていただきます。
委員	数字に変えられるものはできる限り言葉ではなくて数字に。それだけ、できているのであれば、3月27日じゃなくて、もう少し早くできるのではないのでしょうか。
事業者	最大限ご指摘のとおり、できるだけ委員の皆様にも見ていただける時間を取りたいと考えていますので、可能な限り前倒して事務局にお渡ししたいと思います。 ただ一方で、あくまで現状でございますのが、あくまで弊社内のものでありますので、ある程度、可能性の高いものをお出ししないといけないという部分もございますので、可能な限り努力をさせていただきます。

<p>会 長</p>	<p>できるだけ社内で早急に詰めていただいて、事業のイメージと、地域住民の方が不安に思っている将来に対する環境への取組方と、会社名がなくてもいいので、どういう体制・組織を作ったというふうに担っていくのかということがわかるように、事業のイメージを審査会だけではなくて地域住民の方にもしっかりわかるようにしていただいて、地域住民の方との信頼関係を作っていたかかないといけませんので、それに資することができるようなものを出していただきたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>その時に、この頃はコンピュータで立体画像かけますから、どの部分がどういうふうに減らすかというのは画像的にはできるわけです。それと移動する土量とかもできるはずですよ。</p>
<p>委 員</p>	<p>資料 1 についてはもう議論しませんということになったと思うのですが、再度、冗長的なことはいいたくないですが、47 の項目に対して、住民から上がってきていることは何を意味するかということか、それに対して、言葉尻を捕らえるわけではないですが、～が想定されます、とか、～ということになります、というような第三者的な書き方が割と淡々と記述されているような印象受けます。先ほどもありましたが、当該事業のアセスメントはあくまで当該事業の影響を評価するというのは、基本としてはそうかもしれませんが、大きなものが隣接する場合というのは、考え方という方針がもう少し違ってくるのではないかなと思います。あくまでも事業者というよりは生活者はこの程度懸念されているということから、生活者の立場から、両方来るということを想定してリスクを負わなければいけませんので、もう一度事業の概要だけではなくて、資料 1 についても書き方を考えていただければなというふうに思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>方法書についてどうのこうのというのはなくなったのですが、やはりこれについて一言言っておきたいと思います。要するに、調査文献資料があまりにもお粗末すぎるという印象です。和歌山県には、「南紀生物同好会」とか「和歌山県生物同好会」かな、「和歌山昆虫研究会」とかそこからそれぞれ出版物を出しています。県の図書館に行けば、ある程度閲覧できるはずですよ。それ一切見てない。どうでもいいような文献しか見てないんです。もう少し細かく文献調査、事前調査をしていただきたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>すべてにアセスの調査において、文献調査をして、こういうリストがあります、現地調査をしたらこれだけです、その現地調査のリストは何を意味するのかと、よくよく考えてみると何の意味がないわけです。どうしてこの動植物がないのか、と、調査した時にいなかったからです、とそれでおしまいです。</p> <p>それでもまあまあ、私が見る限り今までの他事業はよかったのですが、ここはそうはいかない。非常に自然豊かなところで、県民にとっては残さなければならないところなので、きちんとした良い調査で出てくるように願いたい。そういうことをやるというのは、幸い地元結構な数の専門家がいて、その専門家を動員するという方法も一つの手です。そうすると、貴重なリストが出てくる。そうすると、あそこがどういった資質を持った場所かというのが的確に判断できる。第三者に見せても、的確に判断ができる。そのうえで、どこにパネルを置くのが良いのか、そのまま保存するのが良いのか客観的な判断ができると思います。それをやってほしい、それには県には、少なくとも一つは「和歌山県自然保護調査会」というのがありますし、「自然環境研究会」というのがあって、そこに協力を仰ぐようにすればいいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>業者に対してではないですが、もう一つ太陽光発電の施設があるので、まだ建設中かもしれ</p>

	<p>ませんが、同じような事案だと思いますので、資料をそろえてください。そこでどういうことが行われるのかということが知りたいです。それは事務局にです。</p>
事務局	<p>まだ、事業は始まっていません。同じ計画中で、資料はありません。今わかっているのは、その範囲で事業が実施されるという話があるということだけです。</p>
委員	<p>それならいいです。</p>
会長	<p>アセスメントには出てこないなら、どこが把握することになるのですか。</p>
事務局	<p>林地開発の許可が将来的には出るはずですので、森林法を所管しているところです。 アセスメントをするところに関しては、こういう状態で事業に着手するという許認可の手続きに入る前にアセスメントをしておりますが、そうでないものについては、我々がわかる範囲での図面で書いていますが、林地開発許可の本申請が出ないと分からないと思います。</p>
会長	<p>そちらの方は地元の説明会はまだされてないのですか。</p>
事務局	<p>環境部局に話はこないのです。説明会があったというのは地元の自治会長から聞いています。</p>
会長	<p>そういう説明会には資料が多少出てきているわけですね。</p>
事務局	<p>実際、紙1枚くらいだったという風に聞いています。</p>
会長	<p>では、ほかにご意見なければ、予定しておりました、住民の意見に対する見解及び方法書については、次回に議論するということにしまして、本日はこれで終了したいと思います。</p> <p>～委員、了承～</p>